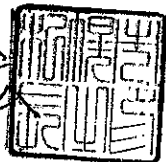


札幌市ジャンプ競技場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月 11 日

札幌市長

秋元克彦



札幌市条例第 60 号

札幌市ジャンプ競技場条例の一部を改正する条例

札幌市ジャンプ競技場条例（平成11年条例第52号）の一部を次のように改正する。

(1) 別表4中

「

28,100 円	91,700 円
216,900 円	433,800 円
910 円	
3,000 円	
10 平方メートルにつき 600 円	
18,000 円	
28,100 円	91,700 円
216,900 円	433,800 円
3,000 円	
10 平方メートルにつき 600 円	

を

「

31,000 円	101,100 円
239,200 円	478,500 円
1,000 円	
3,300 円	
10 平方メートルにつき 660 円	
19,900 円	
31,000 円	101,100 円
239,200 円	478,500 円
3,300 円	
10 平方メートルにつき 660 円	

に

改める。

(2) 別表5中「テレビ」の次に「その他の動画」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表5の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表4の規定は、この条例の施行の日以後の札幌市ジャンプ競技場条例第3条第1項の承認に係る使用料について適用し、同日前の同項の承認に係る使用料については、なお従前の例による。